

■川南町持家取得助成制度■

川南町持家取得助成制度は、自己の居住用の住宅を取得された方に対し、その費用の一部を助成することで、本町への「移住・定住化」を促進し、活力ある地域づくりを目的とする制度です。

本事業は、平成31年3月31日までに、住宅の登記及び引っ越し（住民票の異動）を完了させ、申請書を提出いただいた方が対象となります。また、契約前の事前登録が必要となりますので、御注意ください。

1 事前登録

事前登録 - 契約 - 着工 - 完成 - 登記・引っ越し - 申請 - …

契約前に事前登録を行ってください。

2 資格要件と助成内容

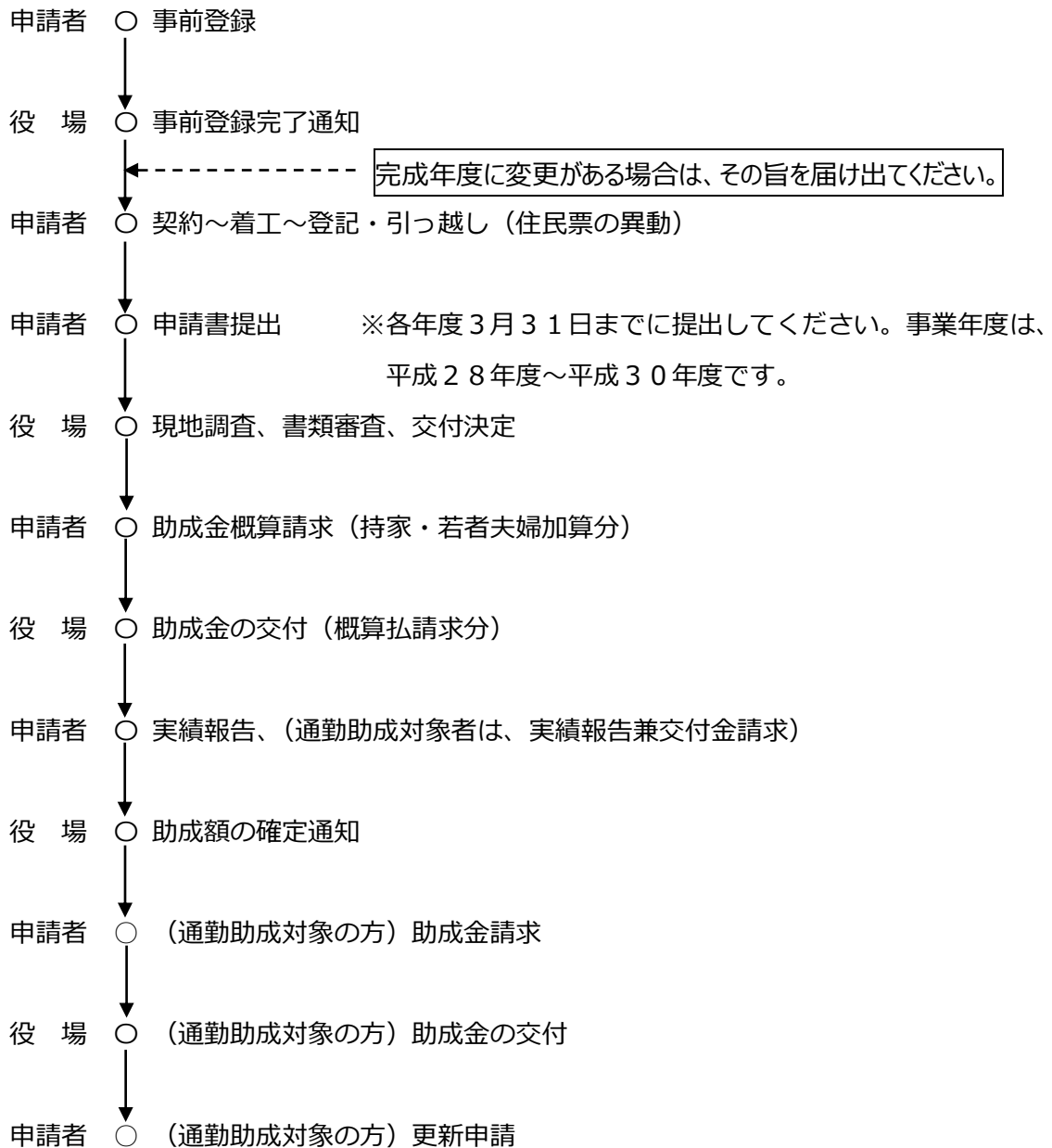
(1) 資格要件

	内 容
① 契約	<契約日> 住宅を建築する場合：建築請負に係る契約を行った日 住宅を購入する場合：売買契約を行った日
② 登記	・当該住宅の登記簿に所有者又は所有権者として記載されている方
③ 住宅要件	・対象となるのは、建物部分です。土地の代金は、含みません（建売住宅など土地と建物を含む場合は、土地代金に相当する部分を除きます。）。 ・台所、便所、浴室、玄関及び居室があること。 ・相続、贈与など対価を伴わない事由により取得したものは除く。 ・建物の価格が、500万円以上であること。 ・延床面積（倉庫、車庫等の附属建物は除く）が50m ² 以上であること。 ※併用住宅の場合は、居住用の床面積を対象とします。 ※建物の所有権を有する人が複数いる場合は、申請者とその配偶者の持分割合合計を対象とします。
④ 町税等の納税	・世帯を構成するいずれにも、本町及び従前の居住地において、町税等（住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がないこと。
⑤ その他	・ <u>振興班に加入していること。</u> ・2親等以内の親族から当該住宅を購入していないこと。 ・同じ住宅に居住する全ての方及びその住宅が本制度の交付対象とされたことがないこと。

(2) 助成内容

① 助成額	<ul style="list-style-type: none">・建物価格の3% (千円未満切捨て) 上限: 30万円・契約の相手方が町内業者の場合は銀行振込で、町外業者の場合は15万円分の川南町商工会商品券、残額を銀行振込にて交付します。
② 若者夫婦加算	<ul style="list-style-type: none">・申請日時点の夫婦の合計年齢によって、以下のとおり加算し、銀行振込にて交付します。 90歳以下 20万円 80歳以下 25万円 70歳以下 30万円 60歳以下 35万円
③ 通勤助成	<ul style="list-style-type: none">・申請者及び配偶者の勤務先によって、以下のとおり助成します。 川南町及び西米良村を除く児湯郡内並びに西都市 月額3,000円 西都市を除き西米良村を含む児湯郡外 月額5,000円・助成期間 36月間・各年度末に銀行振込にて交付します。

2 申請から交付までの流れ



（1）事前登録

- ・事前登録届（様式第1号）を役場まちづくり課へ提出してください。

（2）申請

- ・「持家取得助成金交付申請書」に必要事項を記入の上、添付書類（3ページ【4】申請に必要な書類等 参照）を添えて提出してください。
- ・申請受付期間：平成28年4月1日～平成31年3月31日

<注意事項>

- ・郵送による受付は行いません。直接、まちづくり課（役場2F）まで持参してください。
- ・申請手続の際、申請書に捺印された印鑑を必ず持参してください。
- ・提出された書類は、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 交付決定通知

- ・現地調査及び提出書類の内容審査を行い、「持家取得助成金決定通知書」にて結果を通知します。

3 助成金の返還

- ・不正に助成金を受給していることが判明した場合には、助成金を速やかに返還していただきます。

4 申請時に必要な書類等

	書 類	対 象 者	備 考
①	持家取得助成金交付申請書		
②	契約書の写し及び原本 ※収入印紙が貼られているもの 建築：建築請負契約書 売買：売買契約書	申請者 ※契約者が申請者又は配偶者のいずれかであること。	※契約書原本は確認後、返却します。
③	住宅の位置図、 配置図及び各階平面図	申請者	店舗等がある併用住宅の場合は、居住用面積と店舗等の面積が明らかになるもの。
④	住宅の登記事項証明書 ※発行から1か月以内のもの	申請者	
⑤	誓約書	申請者及び配偶者	
⑥	町税等に滞納がないことを証明する証明書（納税証明など）	課税対象となる世帯員全員	本町に居住する者で納税状況の調査に同意する者は除く。
⑦	雇用証明書	申請者及び配偶者	通勤助成を申請される方
⑧	住宅の写真		
⑨	事前登録完了通知書		役場より発送したもののコピー
⑩	その他町長が必要と認める書類		
⑪	申請者の印鑑	申請者	

持家取得助成 Q&A

【資格関係】

	質 問	回 答
1	既存の家を建て替えます。助成対象になりますか？	建て替えも助成対象になります。その場合、建物の引き渡し日を異動の日とみなします。
2	既存の家を増設します。助成対象になりますか？	増設した部分に、台所、便所、玄関及び居室があり、面積・価格・所有権持分割合等の要件を満たせば、助成対象になります。なお、平成30年度からリフォーム助成事業がスタートしました。詳しくは、産業推進課までお問い合わせください。
3	2世帯住宅の場合は、助成対象となりますか？	申請者とその配偶者の所有権持分割合で面積、建物価格を算出します。算出結果が、要件を満たせば助成対象となります。
4	若者夫婦加算の年齢要件は、いつの時点で判断するのですか？	<u>申請日時点</u> での年齢で判断します。
5	若者夫婦加算は、再婚でも対象になりますか？	対象となります。ただし、夫婦のいずれかが、この助成制度の交付対象とされたことがある場合及び同一婚は、除きます。

【住宅関係】

	質 問	回 答
6	家を建築し、生活を開始しましたが、登記を行っていません。助成対象になりますか？	対象となりません。 この制度は、建物の登記事項証明書で、所有権の確認を行いますので、登記を行っている住宅を対象とします。
7	土地の代金も含まれている建売住宅を購入しました。補助額の計算は、どのようになりますか？	助成の対象は、建物のみですので、土地代は含みません。売買契約書等で、土地代金が明らかになる場合は、その価格を総額より差し引いたものを建物の価格として計算します。売買契約書等で明らかにならない場合は、固定資産税を付加する際に使用する単価で土地代金を算出します。

【申請関係】

	質 問	回 答
8	助成金の申請や請求は郵送でも良いのですか？	郵送では受け付けできません。役場まちづくり課窓口にお越しください。
9	助成金の申請者は、誰でも良いのですか？	当該住宅の登記事項証明書における所有者又は所有権者として記載がなされている人で、当該住宅の所在地を住所として定め、実際に生活されている方が、申請を行ってください。

■ 川南町新婚家庭家賃助成金制度のご案内 ■

川南町では、人口減少の著しい若者の移住・定住を促進し、活力ある地域づくりを目的に、婚姻の届出から3年以内の新婚家庭で、町内の民間賃貸住宅で生活をスタートした新婚家庭を対象に、家賃助成及び通勤助成を行います。

1 新婚家庭家賃助成

1月の家賃の2分の1以内（上限15,000円）を月額

2 通勤助成

(1) 川南町及び西米良村を除く児湯郡内並びに西都市に

お勤めの正規雇用者の方 月額3,000円

(2) 西都市を除き西米良村を含む児湯郡外にお勤めの

正規雇用者の方 月額5,000円

3 助成期間 36月間

※家賃については毎月、通勤助成については、年度末に一括振込。

お問合せ先：役場 まちづくり課 人口対策係 0983-27-8002

様式第1号（第6条の2関係）

年 月 日

川南町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

川南町持家取得助成金事前登録届

このことについて、川南町持家取得助成金交付要綱（平成25年川南町告示第46号）第6条の2の規定により、必要書類を添えて事前登録します。

記

取得予定地	
新築、購入の別	新築 ・ 購入
完成予定時期	年 月頃
入居予定時期	年 月頃
申請者生年月日 及び年齢	昭和 ・ 平成 年 月 日（ ）歳